

## 菊池勇夫先生と社会法の体系

林, 迪廣  
九州大学法学部教授

<https://doi.org/10.15017/1708>

---

出版情報：法政研究. 42 (4), pp.22-29, 1976-03-01. 九州大学法政学会  
バージョン：  
権利関係：



## 菊池勇夫先生と社会法の体系

林 迪 廣

恩師菊池勇夫先生は、一九七五年七月一三日急逝された。哀悼の念切なるものがある。先生の五〇年をこえる御研究の軌跡は、まことに広くかつ深いものがあるが、研究の生涯を貫く主軸はいうまでもなく社会法の体系化に関するものである。わが国労働法学の研究の先駆者といえ、ひとしく末弘巖太郎博士が挙げられるが、菊池先生は末弘博士の指導のもとに研究生生活にはいられたのであり、その業績からしても末弘博士に続く労働法学研究の代表的先達といえる。しかし先生の場合には、労働法上の諸問題の法的説明や労働法の理論体系の研究は、より高次の社会法の体系的研究の基盤であり、過程であったのであって、その意味で菊池先生こそは、わが国社会法学研究の開拓者であり指導者であったという方が、より適切であると思う。しかも先生は、研究生生活にはいられた昭和のはじめから戦中、戦後を通じて一貫して倦むことなく真摯かつ着実に業績をつみ重ねられ、つねに第一線研究者としての力を示されたのである。

菊池先生の長い研究生生活をかえりみると、昭和一八年法文学部長に就任されてから、昭和二八年一月九大学長の任を全うされた一〇年間——それは研究生生活五〇年間のちょうど中間をくぐるものであり、学内においては法学部創設、産業労働研究所設立のことがあり、学外にあっては、臨時法制審議会、学術体制刷新委員会の委員、日本学術会議

会員とともに福岡地労委会長、九州船地労委会長として労使紛争の処理の激務に当られるなど、まことに大学内外において行政的、実務的活動が連続かつ重畳した一〇年であったことに驚きの念を新たにする——をはさんで、前期すなわち戦前、戦中時代と、後期とにわけてみる事ができるし、研究の対象、動向などについても一応の対比が可能なように思われる。先生の研究生生活が、中間の一〇年の公職に集中的にかかわられた時期をはさんで、前、後期がほぼ同年数であるというも、先生の意にでたものではないにしても、そのおひとがらを象徴するように思われてならない。

前期にあたる戦前、戦中の研究生生活を跡づけてみると、先生は大正一一年東京帝大法学部を卒業されたから、副手、大学院学生を経て、一三年二月から一四年九月までILOの設立により開設された東京支局に勤められたが九州帝大法学部創設により設置されることになった社会法講座担当教官となることが内定し、大正一五年一月から昭和三年七月まで社会法の研究のためにフランス、ドイツなどヨーロッパ諸国へ留学（文部省在外研究員）されている。そして昭和三年一〇月九大助教授として赴任され、翌四年四月には教授に昇任された。以後昭和二〇年頃の先生の研究の特色のようなものを一言でいうならば、社会法の意義や内容、また全法体系に占める地位などについて、労働法を中心としつつ、順次、社会保険法、社会事業法、経済法などの法分野に視野を広げつつ、基本的な法概念の検討を中心に、実証的に理論構成に努力されたことといえよう。先生がいかに社会法の体系的研究に力を注がれたかを知る手がかりとして、年次毎の開講講義題目を追ってゆくことにしたい（社会法研究会編「菊池教授退官記念業績目録表」昭三七・四による）。昭和三年秋学期には「国際労働法」、昭和四年「工場法特講」「労働契約論」、昭和五年「団結の自由」「労働法概論」を開設されておられるが、昭和六年には「社会保険における主要問題」特講、「農業法研究」演習を手がけている。ついで七年には法理学講座を兼任されてその講義演習を行うとともに「金融関係法律の研究」演習を試みられた。そして昭和九年に「社会事業法」を開講し、一二年からは「経済法概論」を講義されている。こ

のように昭和九年以降は、労働法、社会保険法、社会事業法と更に経済法をあわせ、毎年毎に交代でこれらを講義され、演習をおこなうようになっていた。まことに精力的な研究の速度といわなければならないが、これらの講義演習の展開は、先生の社会法体系の確立とその独自の法的性格の探究の研究作業のあらわれであるが、研究と教育との一体化という大学の理念をそのまま実現するものとしてまことに感銘深いものがある。

他方、この時期における研究業績を社会法理論の体系化という線にそって代表的なものを挙げるとつぎのようになる。

- 「炭鉱夫労働契約序論」(法政研究一—一)
- 「炭鉱夫労働状態の変遷」(法政研究二—一)
- 「労働争議調停法の改正問題——企業の社会的機能と調停の経済的機能」(法律時報五—一)
- 「石炭鉱業の発展——立法的基礎の変遷に関する一考察として」(法政研究三—二)
- 「我国社会事業立法の発達」(社会事業研究二—一九)
- 「米国労働法におけるNRAの意義」(法政研究五—一)
- 「社会事業法と社会法体系」(社会事業研究二—三一)
- 「家内工業労働の保護立法」(社会政策時報昭一〇・四)
- 「労働者災害補償の本質」(法政研究六—一)
- 「社会法・労働法」(法律学辞典昭一一)
- 「労働契約の本質——その社会法的特質」(九大法文学部一〇周年記念法学論集昭一二)
- 「我国における社会立法の発達——労働立法を中心として」(国家学会五〇周年記念論集昭一二)

「退職積立金及退職手当法の主要問題」（法政研究七―二）

「近代法と経済との関係——経済法の序論的考察」（牧野教授還暦祝賀論文集昭一三）

「社会事業法域の成立について——社会行政発展の一面」（野村教授還暦祝賀論文集昭一八）

「戦時経済統制法の特質とその体系」（法政研究九―二）

「経済法の領域について」（「経済法の諸問題」2）

「転換期における社会・経済法」（比較法雑誌2）

「社会保険法の対象と本質」（杉山教授還暦祝賀論文集昭一七）

これらの研究業績によって、先生が筑豊地方における石炭鉱業の労使関係の法学的考察に関心を示しつつ、労働法の理論的研究から社会保険、社会事業法そして経済法の領域と対象とに研究を進められ、社会法体系として理論的に統一されようとした過程が十分にうかがえるのである。

これらの著作のうち「労働契約の本質——その社会的特質」では、それまでの労働契約は「債権的要素のほか身分的要素をもつ不対等人格者間の法的関係」との見解や、「企業における地位取得を目的とするから単純な債務的契約というより一種の身分的契約である」との説に対して、「従属労働に服する契約であるが、その締結、履行につき社会立法による統制のおこなわれる契約」であるとの意味において、身分的ではなく社会的契約であるとされその社会的特質を主張したのである。また「労働者災害補償の本質」においては、工場法に規定された使用者の災害扶助責任の法的性質について、単に公法的行政法的義務として把握することは不十分であり、労使関係の特質にかんがみこれを社会的扶養の法理によってその本質を理解すべきであるとされた。

また経済法の特質について、組織経済に関する政策立法であるという点につき、労働者保護の理念に立脚する社会

政策立法たる労働法とともに、ともに社会法体系のなかに位置づけらるべきであったのである。もっとも今日において労働法は政策立法という性格をすでに脱し労働基本権に関する具体的規範体系として把握されるべきであり、先生は経済法の特質に関して社会的プランニング、経済に関する社会的調整という点にその社会法的特質を求められようとするに至っており、最近では「社会化」経済法なる法分科を独自に構成しようとしている。

菊池先生 of 社会法の体系的な研究は、実定法を素材としてこれによりつつ、公法・私法の二大法体系に対して、第三の体系である社会法の意義を明らかにしその領域を画定しようとするものであつて、その点から法型態的実証法学的社会法理論とも評されているのである。この点、惜しくも夭折された加古祐二郎、橋本文雄両氏のすぐれた理論法学的、イデオロギー批判としての社会法理論の研究と対比されるのであるが、先生は両氏の業績をも十分に評価されていたことは明らかである。先生においては、社会法を貫く理念として社会的正義を第一義とされることは、年を経るごとにいよいよ強固となり、社会経済の変遷と複雑化が進むにつれ、法の機能変化や立法要求が問題となればなるほど、この点を一層強調されたのである。このような価値観に立っておられたから、社会法の体系的な研究について、戦後においてもみずみずしく柔軟な進展をみる事ができたといえよう。

## 二

このような研究の展開の上に、戦後三〇年の研究が更に続けられたわけであるが、研究内容は更に深く、その動向にも新しい広がりを見ることが出来る。そのひとつは、ILOの諸活動を重視しかつそのわが国社会諸立法への影響を研究対象とされたことである。もともと先生は、ILO東京支局の職員として研究生活のスタートを切られたという個人的理由をはるかにこえたところから、わが国労働立法の発展につきILOとの関連を重視されており、労働法

体系における国際労働法の重要性を指摘されていたのであるが、実際に戦後ILOとわが労働立法および政策との関係が広く関心をよぶようになり、特に労働基本権の確立をめぐってILOの条約勧告などを無視することができない現状となっている。この意味で国際労働法の研究はわが労働法学の発展からも不可欠のものとなったが、先生はもっとも早くからILO条約などの研究に取り組みされており、しかもその研究態度は政策的必要というよりも、先生の法理論を支える根源的なものであるといえる。社会的正義を社会法の理念として高くかかげられるのも、ILOについての研究と不可分のものといえよう。

戦後の研究動向の特色の第二は、立法政策、立法論に対するものであろう。社会法の意義やその法的特質を明らかにすることから、これら社会立法の制定発展を推進させた世論、すなわち労働者階級や住民の運動との関係にまで関心をもつようになられた。その業績としては、「現時における立法政策の意義——立法政策学試論の一」（法政研究一四一一）、「社会法思想と社会立法の発展」（九大法学部独立記念論文集）などがあり、昭和五〇年四月社会法研究会（第一〇〇回記念）では「社会法と立法政策」につき報告された。その趣旨は、ダイシーの古典的名著たる「法と世論」とギーンズバーク「二〇世紀のイギリスにおける法と世論」を対比させて社会立法を推進せしめる政策的要因につき詳細に検討を行ったものである。

更に社会法の体系的研究に直接かわるものとしては、現代社会における新しいエネルギー源としての原子力につきその社会法的規制の必要を戦後の学界においていち早く指摘され、社会法体系中に位置づけられたことである。これに関するものとしては、「原子力基本法の平和目的——その世界的背景について」（今中教授還暦祝賀論文集昭三一）「原子力の平和利用と労働法問題」（学会誌労働法一四）「原子力法における社会法的问题」（「社会法綜説」下昭三四）「原子力法と経済法」（経済法4）などがある。

以上のような新しい研究の広がりとともに、社会法体系において中心の分野である労働法上の基本問題についても、戦後の諸立法に即して研究を重ねられたことはいうまでもない。その若干を挙げればつぎのとおりである。

「労働基本権序論」(法哲学四季報4)

「不当労働行為」(末弘博士還暦記念論文集昭二五)

「社会法と労働法」(末川先生還暦記念論文集昭三〇)

「労働法の国際性——その歴史的考察」(学会誌労働法9)

「裁判の社会化の問題」(比較法雑誌三一三、四)

「Industrial Relations in Japan」(International Labour Review, 1959)

「社会法の基本問題——概念と体系」(「社会法綜説」上昭三四)

戦後における先生の研究成果の主要なものは、古稀を自祝されて「社会法の基本問題」(昭四四)および「社会法保障法の形成」(昭四五)にまとめられた。この二著は、戦前における先生の研究をまとめられた「労働法の主要問題」(昭一八)、「日本労働立法の発展」(昭一七)とともに、先生の社会法の体系的研究を集成したものであって、われわれ先生の指導をうけた者としては、改めてこの四つの著作を中心に、いわゆる菊池学説をわが国社会法学の発展の歴史において、正しく評価位置づけすることが課題であると考えている。

先生は、昭和三年九大法学部に就任されてから三七年三月定年退官されるまで、終始学部の発展に意を注がれたが、その後も福岡の地をはなれられることなく、法学部の書庫に通われて研究生生活に専念された。内外の原典にひとつひとつ当たった上での執筆は真摯かつ厳正そのものであって、容易にわれわれの追従しえないものを感じる。昭和五〇年二月孫田博士米寿記念論文集に寄せられた「社会法と全法律」も、六ヶ月以上想を練り、専門のことなる、後輩



との討論を牧々として重ねられての労作であるが、喜寿を迎えられた先生の社会法の体系的研究の新しい発展の成果であるといえる。その内容の紹介については、本誌四二巻一号を参照して頂きたいが、先生自身この論文に対しては相当の自負と愛着をおもちであったと感ぜられるのである。要するに「社会法と全法律」は、先生御自身の永年にとたる社会法の意義とその独自性についての考え方を再確認されるとともに、他方現代社会の要請によって制定発展をとげた新しい社会立法を社会法体系のなかに統一的に位置づけられようとするものであった。また先生の社会法理論の特色である法型態的実証法学的立場とともに、社会法を支え推進する理念的なものをより鮮明にされようとする企図がうかがえる。たとえば、従来の経済法の内容に対して一定の批判を加え、労働法、社会保障法と共通の経済的弱者保護の理念に立って「社会化」経済法の法領域を唱えられ、また社会紛争に対する特別の調整制度の重視を比較法的に考察されており、さらに生存権の内容の文化精神面への拡充が志向されているのである。

先生のこの論文を読んで私の最も感銘を覚えたのは、喜寿を迎えられた先生が社会法学者としての基本的立場を明らかにされている結びの言葉であるが、五〇年の誠実かつ真摯な研究成果をふまえてのものとして磐石の重みをもつものであり、われわれ後進の法学者の進むべき道をさし示すものといえよう。

「『正義（法）をおこなわしめよ。よしんば世界が破滅するとも』という言葉は、法の支配の威信を高めることにはならないであろう。『平和を欲すれば正義を培え』という言葉は、さらにわれわれの標語として『社会的正義（社会法）をおこなわせよ。世界が破滅を免れるために』と提唱せねばならない。」

（一九七五・九・二菊池先生追悼研究集会における報告）